

## 関係法令

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）
- ② 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- ③ 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則
- ④ 東久留米市廃棄物減量等推進審議会傍聴規程
- ⑤ 東久留米市資源集団回収報奨金交付要綱
- ⑥ 東久留米市使用済み注射針回収事業負担金交付要綱
- ⑦ 東久留米市生ごみ減量化処理機器購入費助成金交付要綱
- ⑧ 東久留米市高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業試行実施要綱



## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

発令　　：昭和45年12月25日号外法律第137号

最終改正：令和1年6月14日号外法律第37号

改正内容：平成29年6月16日号外法律第61号[令和2年4月1日]

---

### （目的）

第一条　この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2　この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3　この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二　輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5　この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6　この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

### （国内の処理等の原則）

第二条の二　国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2　国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

### （非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）

第二条の三　非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2　非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたつて生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされな

ればならない。

(国民の責務)

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。
- 3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。
- 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(清潔の保持等)

第五条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

- 2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。

- 3 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。
- 7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(基本方針)

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
  - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
  - 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
  - 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
  - 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。

- 4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(廃棄物処理施設整備計画)

第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 廃棄物処理施設整備計画においては、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定めるものとする。
- 3 前項の実施の目標及び概要を定めるに当たっては、廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、廃棄物処理施設整備事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるよう留意しなければならない。
- 4 環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 環境大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公表しなければならない。
- 6 第三項から前項までの規定は、廃棄物処理施設整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第五条の四 国は、廃棄物処理施設整備計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を

講ずるものとする。

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第五条の六 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

## 第二章 一般廃棄物

### 第一節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃

棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

- 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ニからへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項(第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。)、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。)しなければならない。

- 2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
- 3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
- 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
- 6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で

定める基準に従わなければならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるほか、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行なう者をいう。
- (5) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び利用すること又は資源として利用することをいう。
- (6) 資源物 再利用を目的として市長が行なう廃棄物の収集において、分別して収集するものをいう。
- (7) 処理 収集、運搬及び処分をいう。
- (8) 処理施設 柳泉園組合における中間処理施設をいう。
- (9) 不法投棄 法第16条の規定に違反する行為をいう。

第2章 市長の責務等

(基本的責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、廃棄物の処理及び再利用の推進等に関する事業の実施にあたっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に務めなければならない。

3 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう務めなければならない。

4 市長は、第1項の責務を果たすため、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう務めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の推進に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行なうことができる。

(公開)

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設に関する施策、施設の運営状況について、市民に明らかにしなければならない。

(市民参加)

第6条 市長は、廃棄物の処理及び再利用について、市民の意見を聴く等市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第7条 市長は、処理施設における廃棄物の適正処理及び再利用の推進に関する事業の実施にあたって、他の地方公共団体との協力を図らなければならない。

### 第3章 事業者の責務

(基本的責務)

第8条 事業者は、再利用が可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようしなければならない。

3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

5 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう務めなければならない。

6 法第6条の2第5項の規定により、その減量に関する計画の作成等について市長が指示することができる多量の事業系廃棄物（し尿を除く。）の範囲は次のとおりとする。

(1) 一日平均排出量 30キログラム以上

(2) 一回の排出量 100キログラム以上

7 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入れ拒否)

第9条 事業者（事業者から運搬の委託を受けたものを含む。）は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する場合には、規則で定める基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項に定める受入れ基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(適正包装等)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう務めるとともに、市民が包装、容器等を不要として又はその返却をする場合には、その回収等に務めなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第11条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等回収義務)

第12条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

(廃棄物の減量計画)

第13条 大規模事業者は、規則で定めるところにより、減量に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 大規模事業者は、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

#### 第4章 市民の責務等

(基本的責務)

第14条 市民は、家庭廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用若しくは不要品の活用等により再利用を図り、やむをえず生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、家庭廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(遵守協力義務)

第15条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、当該土地若しくは建物の管理業務を行っている者又は事業者とする。以下「占有者」という。）は、その占有し、又は管理する土地若しくは建物内の家庭廃棄物及び資源物を種別ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等第19条に規定する計画を守らなければならない。

2 占有者は、市長の指定する家庭廃棄物を排出するときは、市長の指定するごみ袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

3 占有者は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

4 占有者は、その占有し、又は管理する土地若しくは建物内にみだりに廃棄物を捨てられないよう適正な管理に努めるとともに、外部から廃棄物が捨てられたときは、自らの責任において処理しなければならない。

(一般廃棄物排出禁止物)

第16条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性の物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障のある物

2 占有者は、前項各号に掲げる廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物死体処理届出)

第17条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく市長に届けて、その指示に従わなければならない。

(市民の減量の自主的行動等)

第18条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

3 市民は、商品の購入に伴い不要となる物品がある場合には、事業者に対し下取り等を求めるよう努めなければならない。

#### 第5章 廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画)

第19条 市長は、一般廃棄物の処理計画を定め、毎年度のはじめに告示しなければならない。

2 市長は、再利用に関する計画を定め、毎年度のはじめに告示しなければならない。

3 前2項の計画に重要な変更が生じた場合には、その都度告示する。

(処理)

第20条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い一般廃棄物等を処理しなければならない。

(粗大ごみの処理)

第20条の2 粗大ごみ(事業系廃棄物を除く。以下同じ。)の処理を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 粗大ごみの処理は、規則で定める粗大ごみ処理券(以下「処理券」という。)が前項の承認を受けて排出する粗大ごみに添付されたものについて行うものとする。

(再利用による減量)

第21条 市長は、資源物の収集、処理施設での資源の回収等を行うとともに物品の調達に際して積極的に再生品を使用する等、再利用を推進し、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(施設の利用)

第22条 市長は、再利用等に関する市民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、市長の管理する施設等を市民の利用に供することができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第23条 市長は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議させるため東久留米市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について市長の諮問に応じ審議し、答申する。

3 審議会は、学識経験者等10人をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第24条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及びごみの減量のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項のほか、廃棄物減量等推進員について必要な事項は規則で定める。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第25条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者等を支援するよう努めるものとする。

#### 第6章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料等)

第26条 市長は、廃棄物の処理に関し、占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 市長は、前項に規定する手数料(指定収集袋により排出するものに限る。以下この項において同じ。)をあらかじめ納付した者又は第28条の規定による手数料の減免を受けた者に指定収集袋を交付する。

3 市長は、第1項に規定する手数料(し尿及び粗大ごみに係るものに限る。)をあらかじめ納付した者に処理券を交付する。

4 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、し尿及び粗大ごみに係る手数料は規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第27条 削除

(手数料の減免)

第28条 天災その他特別な事情があると市長が認めたときは、手数料を減免することができる。

#### 第7章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

第29条 一般廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者、その他規則で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第1項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定により許可したときは、許可証を交付する。

(変更の許可)

第30条 前条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)は、その一般廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りではない。

(処理基準)

第31条 一般廃棄物収集運搬業者は、第19条に規定する基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬を行わなければならない。

(遵守義務)

第32条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

(2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(事業の停止)

第33条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定

めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第7条第5項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第29条第3項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第33条の2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- (1) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第29条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）又は第30条の変更の許可を受けたとき。

2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（許可証の再交付）

第34条 一般廃棄物収集運搬業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可手数料）

第35条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 10,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の変更の許可を受けようとする者 6,000円
- (3) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

（浄化槽清掃業許可）

第36条 し尿浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

（清掃の技術上の基準）

第37条 前条の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第3条に規定する清掃の技術上の基準に従い清掃を行わなければならない。

（準用）

第38条 第32条から第35条までの規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、第32条から第35条までの規定中「一般廃棄物収集運搬業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第8章 地域環境の清潔保持

（地域の生活環境）

第39条 占有者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第40条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者責務)

第41条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第42条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(共同住宅の廃棄物保管場所等の設置)

第43条 専ら居住の用に供する建物で住戸を2戸以上有するもの(以下「共同住宅」という。)の所有者又は当該建物の管理業務を行っている者若しくは事業者(以下「管理者」という。)は、当該共同住宅に家庭廃棄物及び資源物の保管場所並びに保管設備を設置しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 共同住宅の所有者又は管理者は、前項の規定により保管場所及び保管設備を設置したときは、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第9章 不法投棄の防止等

(不法投棄の防止)

第44条 市長は、生活環境の保全を図るため、不法投棄の早期の発見及び情報の入手に努めるものとする。

2 市長は、廃棄物の不法投棄をされないようにするため、市民及び事業者に協力を求めることができる。

3 市長は、市が管理する公共施設等に不法投棄をしている者又は不法投棄をした者に対し、当該不法投棄をした廃棄物の除去を勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該勧告に従わない者の氏名及び住所(当該者が法人である場合にあつては、その名称並びに主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 当該勧告の内容

5 市長は、市が管理する公共施設等に不法投棄された廃棄物等を市が撤去した場合、当該不法投棄をした者に対し、撤去に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。

(資源物の持去りの禁止)

第45条 市長が指定する事業者等以外の者は、第15条第1項の規定により所定の場所に持ち出された資源物を持ち去ってはならない。

2 市長は、市長が指定する事業者等以外の者が前項の規定に違反して資源物を持ち去ったと

きは、その者に対し当該行為を行わないよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかった場合は、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該勧告に従わない者の氏名及び住所（当該者が法人である場合にあっては、その名称並びに主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 当該勧告の内容

#### 第10章 雑則

##### (改善勧告)

第46条 市長は、占有者が第15条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

##### (収集拒否)

第47条 市長は、占有者が前条に規定する勧告があった後において、なお、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

##### (報告の徴収)

第48条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他関係者に対し、必要な報告を求める事ができる。

##### (立入検査)

第49条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

##### (清掃指導員)

第50条 市長は、前条並びに廃棄物の処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

##### (委任)

第51条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

##### (東久留米市廃棄物の処理および清掃に関する条例の廃止)

2 東久留米市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年東久留米市条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

##### (経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第1項による許可を受けている者及び同条第2項による許可を受けている者は、この条例の施行の日それぞれこの条例第29条第1項又は第36条第1項の許可を受けている者とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第1項又は同条第2項の規定によりされている申請に係る許可については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第13条第1項に

よる許可はこの条例第29条第1項による許可と、旧条例第13条第2項による許可はこの条例第36条第1項による許可とみなす。

- 5 前2項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってした処分、手続その他の行為とみなす。

付 則（平成7年6月28日条例第29号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

付 則（平成9年6月23日条例第11号）

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則（平成10年9月25日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、施行日以降の申込みに係る粗大ごみの処理について適用し、施行日前の申込みに係る粗大ごみの処理については、なお従前の例による。

付 則（平成11年12月22日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、施行日以降の申込みに係るし尿の処理について適用し、施行日前の申込みに係るし尿の処理については、なお従前の例による。

付 則（平成12年3月31日条例第17号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号の改正規定は、平成12年10月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第2号）

- 1 この条例は、平成15年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この条例による改正後の東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、施行日以後の申込みに係るし尿の処理について適用し、施行日前の申込みに係るし尿の処理については、なお従前の例による。

付 則（平成18年6月30日条例第24号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条第1項第1号の改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第33条及び第33条の2の規定は、この条例の施行前に生じた事項にも適用する。

付 則（平成28年6月30日条例第24号）

改正平成29年3月31日条例第3号

（施行期日）

1 この条例は、平成28年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日において現に共同住宅の所有者又は管理者である者は、速やかに第1条の規定による改正後の東久留米市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第43条第1項の規定による保管場所及び保管設備の設置並びに同条第2項の規定による届出を行うものとする。

（東久留米市宅地開発等に関する条例の一部改正）

3 東久留米市宅地開発等に関する条例（平成17年東久留米市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

#### 第29条 削除

（準備行為）

4 第2条の規定による改正後の東久留米市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第26条第2項の規定による処理手数料の徴収及び同条第3項の規定による指定収集袋の交付は、平成29年10月1日以前においても、これらの規定の例により行うことができる。

付 則（平成29年3月31日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年12月6日条例第21号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

#### 別表（第26条関係）

区分		廃棄物処理手数料	
家庭廃棄物 （指定収集袋により排出するもの）	燃やせるごみ	ミニ袋（5リットル相当） 1枚当たり	10円
		小袋（10リットル相当） 1枚当たり	20円
		中袋（20リットル相当） 1枚当たり	40円
		大袋（40リットル相当） 1枚当たり	80円
	燃やせないごみ	小袋（10リットル相当） 1枚当たり	20円
		中袋（20リットル相当） 1枚当たり	40円
		大袋（40リットル相当） 1枚当たり	40円
	容器包装プラスチック	小袋（10リットル相当） 1枚当たり	10円
		中袋（20リットル相当） 1枚当たり	20円
大袋（40リットル相当） 1枚当たり		40円	
事業系一般廃棄物		1キログラム当たり	52円
し尿	一般くみ取世帯	1便槽1回当たり	2,000円
	上記以外のくみ取便槽	36リットル当たり	700円
粗大ごみ		品目別に規則で定める額	

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則 平成5年5月14日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年東久留米市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例の例による。

(一般廃棄物の処理の基準)

第3条 条例第8条第7項の規定による事業系一般廃棄物の処理の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条の基準による。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第4条 条例第9条に規定する市長の指定する処理施設での受入れ基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第19条第1項の規定による一般廃棄物処理計画に適合したものであること。
- (2) 条例第16条第1項に掲げるもの以外のものであること。
- (3) 一般廃棄物の処理施設に支障をきたさないものであること。

(適正処理困難物)

第5条 市長は、条例第12条第1項の規定による適正処理困難物を指定する場合は、あらかじめ審議会の意見を聞くとともに、他の地方公共団体と協議するものとする。

(廃棄物の減量計画)

第6条 条例第13条第1項に規定する大規模事業者とは、事業用途に供する延床面積が、3,000平方メートル以上の事業者とする。

2 大規模事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（第1号様式）を毎年4月1日現在で作成し、5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の種類
- (2) 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (3) 前年度実績の自己評価
- (4) 再利用の方法
- (5) その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項

(廃棄物管理責任者)

第7条 大規模事業者は、条例第13条第1項の規定により当該建築物から排出される廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1名選任し、廃棄物管理責任者選任・解任届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

2 大規模事業者は、前項の届出に変更があった場合、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任・解任届により、市長に届け出なければならない。

(再利用対象物の保管場所)

第8条 条例第13条第2項に規定する再利用の対象となる物の保管場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所と明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 再利用対象物を品目別に分類して保管できるものであること。

- (4) 搬入、搬出作業が容易にできるものであること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

2 前項の規定により再利用対象物の保管場所を設置する場合は、再利用対象物保管場所設置届（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第9条 条例第19条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の減量のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正処理の方法
- (5) 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に対する占有者又は事業者の協力義務の内容

- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

（再利用計画）

第10条 条例第19条第2項に規定する再利用に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 再利用に関する基本方針
- (2) 再利用促進のための方策に関する事項
- (3) 資源物等の発生量及び再利用量の見込み
- (4) その他再利用に関し必要な事項

（廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営）

第11条 条例第23条第1項に規定する東久留米市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、審議会を招集し、議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長が決する。
- 7 審議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第12条 審議会に関する庶務は、環境安全部ごみ対策課で処理する。

（廃棄物減量等推進員）

第13条 条例第24条第1項に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）は、次の各号に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

- (1) 家庭廃棄物の減量に対する地域住民への啓発に関すること。
- (2) 家庭廃棄物の分別及び排出日等適正な排出に関すること。
- (3) 資源物の資源化及び再利用に関すること。
- (4) 不法投棄の防止に関すること。
- (5) その他家庭廃棄物の適正処理及び減量に関すること。

2 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(排出量の算定)

第14条 条例第26条に規定する廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)のうち、一般くみ取世帯のし尿の排出量については、し尿収集確認書(第4号様式)又はし尿処理券(第4号様式の2)により確認して算定する。

(粗大ごみ又はし尿収集処理の申込み等)

第14条の2 条例第20条の2第1項の規定による粗大ごみの処理の申込みは、東久留米市が指定した方法により行うものとする。

2 粗大ごみの処理を申し込み、その承認を受けた者は、次条に定める品目別の処理手数料をあらかじめ納入し、粗大ごみ処理券(第5号様式の2)を当該粗大ごみに貼付して、市長が指示する場所に排出しなければならない。

3 一般くみ取世帯のし尿処理を受けようとするものは、あらかじめし尿くみ取申請書(第5号様式の3)により市長に申し込まなければならない。

(粗大ごみ処理手数料)

第14条の3 処理手数料のうち粗大ごみの品目別に規則で定める額は別表第1に掲げるとおりとする。

(処理手数料の徴収方法)

第15条 処理手数料の徴収方法は、納入者に対して口頭又は掲示によって納入の通知をするものとする。

2 処理手数料を収納したときの領収書の発行は、省略することができる。

(処理手数料の徴収の委託)

第15条の2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により処理手数料の徴収の事務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)は、その徴収した処理手数料を、1月ごとに、翌月の納入通知書発送から2週間以内に、当該納入通知書により指定金融機関又は収納代理機関に払い込まなければならない。

2 前項に定めるもののほか、受託者に係る処理手数料徴収の事務について必要な事項は、委託契約で定める。

(処理手数料の還付)

第15条の3 条例第26条第4項ただし書の規定により既納の処理手数料を還付できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 粗大ごみ又はし尿処理券を交付した後、東久留米市の一般廃棄物の処理の計画の改定により将来に向けて市長が廃棄物の収集運搬を行わないことになる場合

(2) 未使用の粗大ごみ又はし尿処理券を所有している者が東久留米市から転出する場合

(3) その他市長が特別の理由があると認める場合

2 処理手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物手数料還付請求書(第5号様式の4)を未使用の粗大ごみ又はし尿処理券に添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の請求書の提出があったときは、市長は、未使用の粗大ごみ又はし尿処理券により廃棄物処理手数料の納付を確認するものとする。

(手数料の端数計算)

第16条 条例別表に規定するし尿の容量のうち、36リットル未満の端数を生じた場合、18リットル未満は切り捨て、18リットル以上は36リットルとみなす。

(し尿処理券)

第17条 条例第26条第1項に規定する占有者は、し尿の収集に際して作業員に、し尿収集確認

書又はし尿処理券を提出しなければならない。

(処理手数料の減免)

第18条 条例第28条の規定により市長が処理手数料を減免する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める減免割合とする。

(1) 次に掲げる世帯(東久留米市に居住する世帯に限る。)が指定収集袋を用いて家庭廃棄物を排出するとき 免除

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に掲げる保護を受けている世帯

イ 身体障害者手帳1・2級の者が属する非課税世帯

ウ 愛の手帳1・2度の者が属する非課税世帯

エ 精神障害者保健福祉手帳1級の者が含まれる非課税世帯

オ 児童扶養手当又は特別児童扶養手当受給世帯

カ 老齢福祉年金受給世帯

(2) 災害等によるり災者が当該災害による廃棄物を排出するとき(中間処理施設への持込みを原則とする。)

ア 一般世帯 免除

イ 事業所 減額(9割以内)

(3) 東久留米市が所有又は管理する施設から粗大ごみを排出するとき 免除

(4) 生活保護法第11条に掲げる保護を受けている世帯が粗大ごみ及びし尿を排出するとき 免除

(5) 公共施設に係るボランティア清掃による廃棄物又は市が主催する行事の参加者が排出した廃棄物を排出するとき(当該行事において、第三者に有料販売を行った団体が排出したものは対象外とする。) 免除

(6) その他市長が特別の理由があると認める場合 免除又は減額(5割以内)

2 前項第1号に規定する指定収集袋に係る処理手数料の免除額は、別表第2に掲げる指定収集袋の交付枚数に相当する額を限度とする。

3 第1項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料(減額・免除)申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、申請内容等により審査を行った上で、その都度減免する額を決定し、手数料(減額・免除)承認書(第6号様式の2)により当該申請をした者に通知する。

5 前項の通知後に申請内容に変更が生じたときは、手数料の減免を受けた者は、手数料(減額・免除)(内容変更・廃止)申請書(第6号様式の3)を市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の申請があったときは、申請内容等により審査を行った上で、減免内容の変更又は減免の廃止を決定し、手数料(減額・免除)(内容変更・廃止)承認書(第6号様式の4)により当該申請をした者に通知する。

(処理手数料の減免により交付された指定収集袋の譲渡の禁止)

第19条 条例第26条第2項に規定する条例第28条の規定による手数料の減免を受けた者(以下「減免による交付対象者」という。)は、交付された指定収集袋を他者へ譲渡してはならない。

2 減免による交付対象者が前項の規定に違反した場合には、市長は、その後の指定収集袋の交付を停止し、交付した指定収集袋の返還又は指定収集袋相当額の償還を命ずることができる。

(処理手数料の減免により交付された指定収集袋の返還)

第20条 減免による交付対象者は、減免の事由が消滅したときは、交付された指定収集袋のうち未使用のものを速やかに市長に返還しなければならない。

(業の許可申請)

第21条 条例第29条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条に規定するものについては、この限りでない。

2 条例第36条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可証)

第22条 条例第29条第4項及び第36条第2項に規定する許可証の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般廃棄物処理業 第9号様式

(2) 浄化槽清掃業 第10号様式

2 前項に規定する許可証の有効期間は2年とする。

(許可の変更)

第23条 条例第30条の規定により許可を受けた者が、その許可事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更許可申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第24条 一般廃棄物処理業許可業者及び浄化槽清掃業許可業者(以下「許可業者」という。)は、許可証を紛失又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、許可証き損紛失届(第12号様式)により、再交付を受けなければならない。

(営業の休止及び廃止)

第25条 許可業者は、その営業の全部若しくは一部を休止又は廃止しようとするときは、その60日前までに市長に届け出なければならない。

(事業の停止)

第26条 条例第33条の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、業務停止命令書(様式第13号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第26条の2 条例第33条の2の規定により業の許可の取消しを命ずるときは、許可取消書(様式第14号)により行うものとする。

(許可証の返還)

第27条 許可業者は、次の各号の一に該当する場合は、許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可を取り消されたとき。

(2) 業を廃止したとき。

(3) 許可証の有効期間が満了したとき。

(4) 許可証をき損したとき。

(実施報告書の提出)

第28条 し尿許可業者は、前月のし尿収集状況について、し尿収集実施報告書(第15号様式)により、浄化槽の清掃については浄化槽清掃実施報告書(第16号様式)により、その月の7

日までに市長に提出しなければならない。

(清掃指導員)

第29条 条例第47条の規定による清掃指導員は、市職員のうちから市長が任命する。

2 清掃指導員は、次の各号に定める職務を担当する。

- (1) 法第19条第1項及び条例第46条に規定する立入検査
- (2) 浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査
- (3) 廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導
- (4) 廃棄物の減量及び再利用に関する指導
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 清掃指導員は、職務執行にあたり、常に清掃指導員証(第17号様式)を携帯し、関係人からその提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 東久留米市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則(昭和47年東久留米市規則第6号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行の前に、旧規則第5条の規定により認定を受けた者はこの規則第14条による認定を受けた者と、旧規則第7条の規定による申請はこの規則第19条による申請とみなす。

4 この規則の施行の際、旧規則第8条の許可証は、この規則第20条の許可証とみなす。

5 前2項に規定する場合のほか、この規則の施行前に旧規則によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則によってした処分、手続その他の行為とみなす。

付 則(平成8年3月28日規則第8号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成10年3月31日規則第14号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成10年12月24日規則第38号)

この規則は、平成11年2月1日から施行する。

付 則(平成11年12月22日規則第44号)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日規則第14号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年6月27日規則第42号)

1 この規則は、平成15年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則は、施行日以後に徴収するし尿処理手数料に適用し、施行日前のし尿処理手数料の徴収方法は、なお従前の例による。

付 則(平成15年8月15日規則第48号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成17年 3 月16日規則第 9 号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成21年 2 月13日規則第 3 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成21年 3 月31日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年11月12日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年 9 月24日規則第29号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

付 則（平成26年12月25日規則第41号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年 3 月30日規則第39号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成28年 6 月30日規則第53号）

改正 平成29年 3 月31日規則第 8 号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成29年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 第 2 条の規定による改正後の東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第15条の規定による処理手数料の徴収及び第18条の規定による処理手数料の減免は、施行日以前においても、これらの規定の例により行うことができる。

付 則（平成29年 3 月31日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年 5 月31日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年 6 月12日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 1 号様式又は第 6 号様式は、施行の日以後に提出する廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（以下本項において「計画書」という。）又は手数料（減額・免除）申請書（以下本項において「申請書」という。）について適用し、同日前に提出した計画書又は申請書については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則による別表第 2 は、施行の日以後の処理手数料の減免について適用し、同日前にあった処理手数料の減免については、なお従前の例による。

別表第1（第14条の3関係）

種目	番号	品目	単価（円）
電気 ・ガス ・石油 器具	1	ミシン（卓上式のもの）	500
	2	ミシン（卓上式のものを除く。）	800
	3	ガスコンロ（2口以上のもの）	200
	4	電子レンジ	500
	5	オーブン（電気又はガス）	500
	6	食器洗い機（卓上タイプ）	500
	7	食器乾燥機（卓上タイプ）	200
	8	湯沸器	500
	9	風呂釜	800
	10	ストーブ（ファンヒーター）	500
	11	ストーブ（ファンヒーターを除く。）	200
	12	扇風機	200
	13	除湿機	500
	14	換気扇	200
	15	空気清浄器	200
	16	電気掃除機	200
	17	照明器具	200
	18	ステレオセット（スピーカーの高さが70cm未満のもの）	500
	19	ステレオセット（スピーカーの高さが70cm以上のもの）	1,500
	20	カラオケ演奏装置（100cm未満のもの）	500
	21	カラオケ演奏装置（100cm以上のもの）	800
	22	スピーカー（30cm未満のものが2個まで。30cm以上70cm未満のものが1個まで）	200
	23	スピーカー（70cm以上のもの）	500
	24	オーディオ機器（単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く。）	200
	25	テレビアンテナ（室外用）	200
	26	ビデオデッキ	200
	27	ズボンプレスサー	200
	28	電気こたつ（こたつ板を除く。）	200
	29	餅つき器	500
	30	ラジオカセット、ホットプレートその他これに類する小型電化製品で、いずれか一辺の長さが30cm以上のもの	200
家具 ・寝具	1	テレビ台	200～2,000
	2	こたつ板	200
	3	たんす	200～2,000
	4	サイドボード	200～2,000

	5	げた箱	200～2,000
	6	ロッカー（幅45cm未満のスチール製）	800
	7	ロッカー（幅45cm以上のスチール製）	1,500
	8	戸棚	200～2,000
	9	カラーボックス	200
	10	テーブル又は座卓	200～2,000
	11	応接用いす（1人用のもの（スプリング入りを除く。））	500
	12	応接用いす（2人以上のもの（スプリング入りを除く。））	800
	13	いす（応接用いすを除く。）	200
	14	座いす	200
	15	鏡台（一面鏡及び三面鏡）	800
	16	一面鏡姿見（50cm以上100cm未満のものが5枚まで。100cm以上のものが1枚で）	200
	17	スリッパ立て、傘立て、コート掛け	200
	18	電話台	200
	19	両そで机	2,000
	20	机（両そで机を除く。）	200～2,000
	21	敷物（電気カーペットを含む（8帖未満のもの））	200
	22	敷物（電気カーペットを含む（8帖以上のもの））	500
	23	アコーディオンカーテン	500
	24	ブラインド	200
	25	ベッドマット（スプリング入りのものを除く。）	500
	26	シングルベッド・セミダブルベッド（ベッドマットを除く。）	800
	27	ダブルベッド（ベッドマットを除く。）	1,500
	28	二段ベッド（ベッドマットを除く。）	800
	29	布団（1枚以上5枚まで）	200
	30	布団（6枚以上15枚まで）	500
	31	布団（16枚以上）	800
	32	カーテンレール（5本まで）	200
O A 機 器	1	ワードプロセッサ（ラップトップ型）	200
	2	ワードプロセッサ（デスクトップ型）	500
	3	タイプライター（和文を除く。）	200
	4	家庭用ファクシミリ	200
趣 味 ・ 健 康 用 品	1	キーボード（長さ1メートル以内の音楽用。）	500
	2	ギター	200
	3	スキー板（ストックを含む。）	200
	4	ゴルフクラブ（5本まで）	200
	5	ゴルフバッグ	200
	6	サイクリングマシーン（自転車を除く。）	800
	7	ローイングマシーン	500

	8	ランニングマシン	1,500
	9	ぶら下がり健康器	500
	10	腹筋台	800
	11	あんま機(ハンディタイプ)	500
その他	1	スーツケース	200
	2	編み機	500
	3	レンジ台	200
	4	米びつ	200
	5	風呂の蓋	200
	6	すのこ(木製のものを除く。)	200
	7	網戸	200
	8	物干し竿	200
	9	物干し台(コンクリート台を除く。)	500
	10	簡易便器(衛生的に処理されたものに限る。)	200
	11	物置(幅180cm以下、かつ、奥行き90cm以下のもので、解体した状態にあるものに限る。)	1,500
	12	ペット小屋(30cm以上100cm未満のもの)	500
	13	ペット小屋(100cm以上のもの)	800
	14	水槽(最も長い一辺の長さが30cm以上、かつ、90cm以下のものに限る。)	500
	15	衣装箱	200
	16	衣装箱(3段以上のもの)	500
	17	自転車(電動アシスト付きを除く。)	500
	18	一輪車又は子供用三輪車	200
	19	脚立又ははしご(30cm以上60cm未満のもの)	200
	20	脚立又ははしご(60cm以上のもの)	500
	21	ブランコ(一人用)	500
	22	滑り台	500
	23	子供用遊具(ブランコ及び滑り台を除く。)	200
	24	ベビーベッド	500
	25	乳児用具(ベビーベッドを除く。)	200
	26	植木棚	200
	27	その他のもの	形状等を考慮して上記品目の金額に準じて市長が定める額

備考 粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。

別表第2（第18条関係）

世帯人数	品目	容量	交付枚数
1人世帯	燃やせるごみ	5リットル相当	100枚/年
	燃やせないごみ	10リットル相当	10枚/年
	容器包装プラスチック	10リットル相当	50枚/年
2～4人世帯	燃やせるごみ	10リットル相当	100枚/年
	燃やせないごみ	20リットル相当	10枚/年
	容器包装プラスチック	20リットル相当	50枚/年
5人以上世帯	燃やせるごみ	20リットル相当	100枚/年
	燃やせないごみ	20リットル相当	20枚/年
	容器包装プラスチック	20リットル相当	100枚/年

## 備考

- 1 減免期間は10月から翌年9月までの12か月間とする。
- 2 10月以外の月に手数料（減額・免除）申請書（第6号様式）が提出された場合には、1年分の交付枚数に当該月から直後の9月までの月数を12で除した数を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）を交付枚数とする。

様式（省略）



(趣旨)

第1条 この規程は、東久留米市廃棄物減量等推進審議会の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、10人以内とする。ただし、審議会で特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付において自己の住所、氏名を受付名簿(第1号様式)に記入し、係員の指示に従い入室しなければならない。

2 傍聴人の受付けは、会議開始予定時刻の30分前から先着順に受付けるものとし、前条に規定する定員を超えるときは、くじ引きにより決定するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器類を携帯している者
- (5) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守すべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、高笑いし、その他騒ぎを立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類を着用するなど、威嚇行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話の電源を入れないこと。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、東久留米市廃棄物減量等推進審議会の決定により会議の一部又は全部を公開しない場合は、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

付 則

この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

様式（省略）

## (目的)

第1 この要綱は、資源回収を行う団体に対し報奨金を交付することにより、ごみ減量の推進を図るものとする。

## (対象)

第2 報奨金の対象となる団体は、東久留米市地域内の自治会、婦人会、子ども会その他東久留米市民で構成する団体のうち、営業を目的とせず資源回収を行うものとする。なお、団体とは2人以上で組織される構成体とする。

## (対象資源)

第3 報奨金の対象となる資源は、次の各号に定める資源物かつ別表で定める再生資源取扱業者に引き渡したものとする。

- (1) 紙類
- (2) 布類
- (3) 金属類
- (4) その他東久留米市長（以下「市長」という。）が認めるもの

## (報奨金額)

第4 報奨金の額は、第3に定める資源物のそれぞれの回収量に対し、1キログラム当たり9円を限度に交付決定年度の予算範囲内で交付する。

## (交付申請)

第5 報奨金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、前期及び後期の市長が指定する期間に資源集団回収報奨金交付申請書（様式第1号）に取引数量を記載した再生資源取扱業者の発行する伝票等を添付して申請しなければならない。

2 前期の申請は前年度の8月から申請年度の7月までの回収分、後期の申請は前年度の2月から申請年度の1月までの回収分を対象とする。

## (交付の決定)

第6 市長は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、報奨金を交付すべきものと認めるときは、資源集団回収報奨金交付決定通知書（様式第2号）により代表者に通知しなければならない。

## (返還)

第7 市長は、不正な手段により報奨金の交付を受けた者に対しては、報奨金の交付決定を取り消し、既に報奨金が交付されているときは、報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

## (委任)

第8 この要綱及び東久留米市補助金交付規則（昭和47年東久留米市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表（第3関係）

## 再生資源取扱業者一覧

業者名	住所	電話番号
株式会社 藤本チェーン	東久留米市前沢5-2-13	042-471-1918
小畑商店株式会社	清瀬市竹丘2-31-18	042-491-2844

株式会社 三栄サービス	東村山市久米川町 1-16-5	042-391-5498
奥山商店株式会社	小平市花小金井 3-13-1	042-461-0715
有限会社 土井商店	小平市花小金井 4-28-3	042-452-5330
株式会社 高岡	杉並区阿佐ヶ谷北 4-28-15	03-3337-6400
有限会社 岩本商事	埼玉県新座市堀ノ内 3-7-32	048-481-3838
こんぺいとう	清瀬市中里 2-1594	042-493-0434
遠藤紙業	東久留米市野火止 2-19-3-104	042-472-1088
東洋資源	小平市小川東町 1-31-7 コーポ武蔵野 201	042-347-6519
関越紙業株式会社	埼玉県新座市大和田 4-11-6	048-479-9201
株式会社 新井商店	埼玉県新座市中野 1-1-32	048-479-9311
山内商店	埼玉県富士見市諏訪 1-6-13	090-802-6369
リサイクルオニキス東所 沢	埼玉県所沢市東所沢和田 1-10-1	04-2945-1216
葛西商店	埼玉県新座市片山 1-21-32	048-482-5940
株式会社 須賀	西多摩郡瑞穂町大字高根650	042-568-1561

様式 (省略)

(目的)

第1 この要綱は、一般社団法人東久留米市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が実施する使用済み注射針回収事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部を負担することにより、使用済み注射針の適正な処理を図ることを目的とする。

(事業対象団体)

第2 東久留米市使用済み注射針回収事業負担金（以下「負担金」という。）は、薬剤師会に交付するものとする。

(負担金対象経費)

第3 負担金の交付対象となる経費は、事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 使用済み注射針の処分委託に係る経費

(2) その他東久留米市長（以下「市長」という。）が必要と認める経費

(負担金の額)

第4 負担金の額は、交付決定を行う年度の予算の範囲内とし、第3に掲げる負担金対象経費の合計額とする。

(負担金の交付申請)

第5 薬剤師会は、負担金の交付を受けようとするときは、東久留米市使用済み注射針回収事業負担金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 使用済み注射針の処分委託に係る経費の見積書

(2) その他市長が必要と認める書類

(負担金の交付決定及び通知)

第6 市長は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、負担金の交付を相当と認めるときは、東久留米市使用済み注射針回収事業負担金交付決定通知書（様式第2号）により、薬剤師会に通知するものとする。

(実績報告)

第7 薬剤師会は、事業が完了したときは、速やかに東久留米市使用済み注射針回収事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書に記載された経費を証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(負担金の額の確定)

第8 市長は、第7の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査の上、相当と認めるときは、負担金の額を確定し、東久留米市使用済み注射針回収事業負担金交付額確定通知書（様式第4号）により、薬剤師会に通知するものとする。

(負担金の請求及び交付)

第9 薬剤師会は、第8の通知を受けたときは、東久留米市使用済み注射針回収事業負担金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに負担金を薬剤師会に交付するものとする。

(負担金の調査等)

第10 市長は、必要があると認めるときは、薬剤師会に対して、関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(交付決定の取消し)

第11 市長は、負担金の交付決定を受けた薬剤師会が、次の各号のいずれかに該当するときは、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
- (2) 負担金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他負担金等の交付の決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(負担金の返還)

第12 市長は、第11の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(委任)

第13 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成30年3月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式(省略)

(目的)

第1 この要綱は、生ごみを自家処理するために、生ごみ減量化処理機器（ダンボールコンポストを含む。）を購入する者に対して助成金を交付することにより、ごみ減量化を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2 東久留米市長（以下「市長」という。）は、交付年度の予算の範囲内において、東久留米市民及び東久留米市内に住所を有する事業者で、生ごみ減量化処理機器を購入し、東久留米市内に設置する者（以下「設置者」という。）に対して助成金を交付するものとする。

2 助成の対象となる生ごみ減量化処理機器は、1設置者に対して2基までとする。ただし、処理能力が1日当たり5キログラム以上の機器については、1設置者に対して1基までとする。

3 ダンボールコンポストについては、ダンボールコンポストキットを助成の対象とし、基材のみの購入は助成対象外とする。

(助成金額)

第3 市長が設置者に対して交付する助成金は、生ごみ減量化処理機器1基につき、その購入機器の処理能力及び購入金額に応じて別表に定めるところにより算出した額とする。ただし、購入金額には送料及び手数料等を含まず、ポイント等の販売店の特典により販売額の減額を受けた場合は、減額後の金額を購入金額とする。

(交付申請)

第4 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書類等を市長に提出しなければならない。

(1) 生ごみ減量化処理機器購入費助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 領収書の原本

(3) 機器の製造者、製品名、品番、処理能力等が分かるもの（保証書又は取扱説明書等）の写し

2 前項第2号に掲げる書類には、購入日、販売店名、製造者名、製品名、金額及び購入者名が記載されていること。ただし、販売店により該当する書類の様式がない場合は、販売証明書（様式第2号）の提出をもって申請を受け付けるものとする。なお、代金引換により運送業者が発行する領収書及び商品に同封された購入明細書に類するものは、それと認めない。

3 交付申請は、商品購入後6月以内とする。

(交付決定等)

第5 市長は、第4の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めた場合には、生ごみ減量化処理機器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(返還)

第6 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては、助成金の交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7 この要綱及び東久留米市補助金交付規則（昭和47年東久留米市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

生ごみ減量化処理機器の1日当りの処理能力	購入金額	助成金額
5キログラム未満	7,000円まで	購入金額の2分の1の額 ※100円未満の端数は切り捨て
	7,000円を超えて 12,000円まで	3,500円
	12,000円を超えて 60,000円まで	購入金額の3分の1の額 ※100円未満の端数は切り捨て
	60,000円を超えるもの	20,000円
5キログラム以上	—	購入金額の3分の1の金額又は 300,000円のいずれか低い方の額 ※100円未満の端数は切り捨て
ダンボールコンポスト（処理能力及び購入金額不問）		購入金額の2分の1の額 ※100円未満の端数は切り捨て

様式（省略）

東久留米市高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業試行実施要綱  
令和3年1月19日訓令乙第1号

---

(目的)

第1 この要綱は、市が定めた排出方法に従って家庭廃棄物を排出することが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、ごみの排出をサポートする事業（以下「ごみ出しサポート事業」という。）を実施することにより、ごみ出しに係る負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象世帯)

第2 ごみ出しサポート事業を利用できる世帯は、東久留米市内に居住し、次の各号のいずれかに掲げる者のみで構成されている世帯のうち、市が定めた収集曜日及び排出時間までに家庭廃棄物を自ら持ち出すことが困難であり、かつ、身近な者の協力を得ることができないものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護状態区分が要介護4又は要介護5の認定を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた者
- (4) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）に基づき愛の手帳の交付を受け、障害の程度が1度又は2度の者

(収集種別)

第3 ごみ出しサポート事業の対象となる家庭廃棄物の種類は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ及び資源物とする。

(申請)

第4 ごみ出しサポート事業を利用しようとする世帯に属する者（以下「申請者」という。）は、東久留米市高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて東久留米市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、自ら申請を行うことが困難であるときは、申請者の親族、介護に携わる者等が申請を代行することができる。

(調査及び決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、当該申請に記載された内容を審査するとともに、申請者の居宅への訪問による調査及び調整の後、ごみ出しサポート事業利用の可否を決定し、東久留米市高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(排出方法)

第6 第5の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、市が定めた収集曜日及び排出時間にかかわらず、家庭廃棄物を排出するために必要な収集容器を用意し、第3に規定する家庭廃棄物を種類ごとに出すことができる。

(変更の届出)

第7 利用登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに東久留米市高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業利用変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 長期不在により、ごみ出しサポート事業の利用を中断するとき。
- (2) 中断されていたごみ出しサポート事業の利用を再開するとき。
- (3) 転出、辞退等により、ごみ出しサポート事業の利用を廃止するとき。
- (4) その他の理由により、ごみ出しサポート事業の利用を変更するとき。

(利用の取消し)

第8 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、ごみ出しサポート事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反して、ごみ出しサポート事業を利用したとき。
- (2) 第7の規定による届出がないまま、長期不在の状況になったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ごみ出しサポート事業を利用させることが著しく困難であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、ごみ出しサポート事業の利用の決定を取り消す場合には、東久留米市高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業利用決定取消通知書（様式第4号）により利用登録者に通知するものとする。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和3年1月19日から施行する。

様式（省略）